

令和6年度 事業計画

1 協会運営及び組織の充実強化の推進

協会の適正運営	<ul style="list-style-type: none"> ○ 透明性、公益性に配慮した適正な協会運営に努める。 ○ 入退会及び会費未納等の会員管理を徹底し、協会基盤の充実に努める。 ○ 県警等との連携を図り、各種情報の集約、提供を行う。
公益目的事業活動の適正な推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全警協、各県協会との連携を図るとともに、協会業務や財務処理等の適正な運用を図る。
法令順守の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種法令の順守について指導啓発、情報発信を行い、適正な警備業務の推進を図る。

2 会議等の開催・出席

会 議	議 決 ・ 協 議 内 容 等
定時総会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和6年5/29（水）17:00～ホテル日航大分オアシスタワー5F 孔雀の間 ○ 審議 ・ 令和5年度 事業報告・収支決算報告 ・ 令和6年度 事業計画・収支予算書 等
臨時総会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都度、ケース毎に判断し適時開催する。
理 事 会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 年間4回を開催し、都度、必要事項の協議・検討を行う。
経営者研修会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適正な警備業務の推進を図るため、必要に応じて開催する。
会議出席	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全国警備業協会、九州地区警備業協会連合会等の各種会議に出席し、全警協及び各県協会との情報交換を図る。 ※九州地区警備業協会連合会理事会～熊本県開催11月予定 ○ 関係官庁、各種団体の会議、協議会、広報啓発行事等に積極的に参加し、警備業に対する信頼の向上と連携強化を図る。

3 適正な警備員教育事業の推進

項 目	事 業 内 容				
適切な講習事業の推進	特別講習 事前講習	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適時、適切な講習開催の募集を実施し、計画的な講習受講の奨励を行う。 ○ 特別講習及び事前講習（3日間）を適正に実施する。 			
			事前講習	特別講習	
		雑踏2級	4/6、4/7、4/14	4/20～4/21	受講者不足で中止
		交通2級	5/11、5/12、5/18	5/25～5/26	
		施設2級	9/14、9/15、9/21	9/28～9/29	
		貴重品2級	2/8、2/9、2/11	2/15～2/16	

	現任教育 (法定)	※ R1. 8/30 規則改正で教育時間数が軽減され、以降の講習を中止 (現任教育 年間10時間に軽減のため、協会による教育は不要)								
	警備員指導 教育責任者 講習 (委託事業)	○ 講習講師との調整による適切かつ効果的な講習を実施し、有資格者の育成を推進する。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>1号</td><td>5/14～5/23</td></tr> <tr><td>4号</td><td>6/4～6/11</td></tr> <tr><td>2号</td><td>7/17～7/24</td></tr> <tr><td>3号</td><td>10/2～10/9</td></tr> </table> } 追加講習を含む	1号	5/14～5/23	4号	6/4～6/11	2号	7/17～7/24	3号	10/2～10/9
	1号	5/14～5/23								
4号	6/4～6/11									
2号	7/17～7/24									
3号	10/2～10/9									
講師派遣 (県警講習) 全警協による eラーニング事業	○ 選任指導責任者現任講習(県警実施)への講師派遣の協力要請に適切に対応し、県警と連携して実施する。 (実施予定) 1号～R7.1/27(月) 2号～R7.1/31(金) 3号～R7.2/3(月) 4号～R7.2/7(金) ○ 全警協によるeラーニング教育事業推進への対応 (令和元年8月施行の規則改正により、条件付きで警備員に対する講義の方法としてeラーニング(動画配信教養)が認められたことから、全警協と事務委託契約を締結しR4年4月1日より運用開始)									
講師育成の推進	○ 適時実施される各種講習・研修会への積極参加を行い、講師のレベルアップと意思統一を図る。 [全警協・事業センター]～現任講師研修会、新任講師候補者研修会等 [九州地区]～主任講師会議、特別講習講師研修会(開催地未定)等 [大分県警協]～講師研修会、その他事前打合せ会議等 ○ 自県講師研修会の実施に努める。									
職業訓練認定事業 (職業能力開発促進法)	○ 事前講習に係る認定職業訓練として、県・市へ適切な補助金申請を行う。									

4 警備業の適正化に関する取組の推進

社会保険適用拡大への対応	○ 社会保険適用の拡大に向け、研修会等を行い、周知の徹底を図り、加入促進の指導による加入率の向上に努める。
警備料金の適正化への対応	○ 関係機関への要望等の働きかけを行い、警備料金の適正化に向けた取り組みの推進並びに情報発信・調査等を行う。
反社会的勢力排除への対応	○ 暴力団等反社会的勢力による被害を防止するための情報交換を行い、関係遮断のための取組を一層推進する。
デジタル化への対応	○ 協会の情報発信・受信のデジタル化を促進させ、加盟員がデジタル環境を整えられるよう支援する。 ○ 各講習会・行政手続について、デジタル化への対応を促進する。

5 地域防犯、交通安全、防災活動等への支援

各種活動への積極的参加・支援	○ 大分県安全・安心まちづくり活動、交通安全活動等に積極的に参画する。 (ながら見守り宣言企業登録を推奨し、地域における見守り活動による犯罪抑止に努める)
----------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県警との「特殊詐欺を始めとする犯罪の起きにくい社会づくりに関する協定」締結により、業務を通じての犯罪被害防止活動を推進する。
<p>災害支援、 防災・減災活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生時にあつては、関係機関・団体との連携を図り、災害支援パトロールや災害支援協定に基づく警備支援活動を推進する。 ○ 県市町村等が実施する防災・減災訓練、会議等への参加を図る。 ○ 災害対策資器材の整備に努める。

6 労働災害防止と適正な労働管理の推進

<p>労働災害事故 防止の意識高揚</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 労働災害防止の徹底のため、全国版重大労災事故事例の紹介等各種情報の発信を行う。 ○ 労働安全衛生・労働災害防止に関する論文・ポスター・標語の募集活動を行い、災害防止に係る意識高揚の取組を行う。 ○ 「重大労災事故速報」の発信による安全意識の高揚・防止対策を図る。 ○ 労働安全衛生大会を開催し、情報の共有と対策の徹底を図る。
<p>適正な労務管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適正な警備業務を推進するための労働時間や勤務環境の整備、労働関係法令の遵守についての指導啓発を図る。 ○ 働き方改革の推進に伴う労働時間の改善等の適切な情報発信を行う。 ○ 警備業者賠償責任保険団体制度の導入推進。

7 その他

<p>広報啓発活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業界の活動、会員活動等について、新聞、テレビ等の各種広報媒体を活用した積極的な広報活動を行い、警備業界に対する理解と協力の確保の推進を図る。 ○ 「警備の日（11月1日）」の広報を推進し、社会への周知を図る。 ○ 「大警協だより」の発刊、協会広報紙の発行の取組を推進する。 ○ 随時、ホームページの内容の充実等、適正な管理を行う。
<p>関係官庁、関係 機関等との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警察、行政その他関係団体との緊密な連携を図り、会員における警備業務の適正な運営の確保に努める。 ○ 逐次、会員からの質疑事項に関し、警察との調整を行う。 ○ 関係官庁等の開催する会議等に積極的に参加し、連携強化に努める。 ○ 会員からの質疑に対する適切な対応に努める。 (※ 「警備業・参考Q&A」の発行を行う。)
<p>青年部会等の 適切な活動運営</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 青年部会（R1. 11/21発足）等による適切かつ積極的な活動に努める。